破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８０３８号
大阪府大東市大東町８番３号
債務者　河野　昭臣
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３２０号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ32―203号
債務者　中島　道夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５２号
大阪市大正区泉尾５丁目８番28号
債務者　宇野　嘉宏
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５５号
大阪府高槻市奥天神町２丁目13番53号
債務者　小野　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７０号
大阪府高槻市殿町13番10号
債務者　松元　俊彦
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０１号
大阪市都島区東野田町５丁目15番５号　大野マンション320号
債務者　長野　里美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３３号
大阪市平野区喜連西１丁目10番１―611号
債務者　小西千栄子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４０号
大阪市淀川区新高６丁目11番15―708号
債務者　豊島　義弘
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６０号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―609号
債務者　石塚惠美子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６７８号
大阪府四條畷市南野５丁目４番５号
債務者　木邨加代子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９５号
大阪市淀川区東三国２丁目９番19―501号
債務者　竹内真粧美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９６号
大阪府茨木市若園町35番９号
債務者　杉岡　榮子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２７号
大阪府枚方市交北３丁目１番20―306号
債務者　木村　純子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７４４号
大阪市西成区旭２丁目１番28号　グランドムールＭＫ201
債務者　隼　　基允
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７３号
大阪市住吉区長居東４丁目１番12―306号
債務者　津田　栄治
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８９号
大阪市北区天満１丁目７番８―802号
債務者　舘山　仁一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７９８号
大阪市東成区大今里西３丁目２番66―305号
債務者　北川電気こと　北川　惠一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８３７号
大阪府高槻市芝生町１丁目24番５号
債務者　石井　安行
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部